

労働者派遣事業実態調査調査票 (派遣元事業主用)

平成17年10月
厚生労働省

調査にあたって

1 この調査は労働者派遣事業の実態を把握するためのものであり、統計以外の目的に使用したり、事業所にかかる秘密を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを御記入いただきますようお願いいたします。

なお、御記入はできる限り派遣元責任者の方をお願いいたします。

2 それぞれの項目について、該当する選択肢の番号を○で囲むか、必要な数値を記入してください。

なお、選択肢は特に断わりのない場合は、1つに○を付けてください。

また、〔 〕内は文章の記入欄となります。できるだけ具体的に記入してください。

3 記入が終わりましたら、同封の封筒（切手不要）で、平成17年11月18日（金）までに御返送ください。

4 調査について御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

(連絡先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省職業安定局需給調整事業課 担当：田中、根本
TEL 03-5253-1111 内線5747、5827

〔用語の定義〕

(1) 常用労働者：次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。

① 期間の定めなく雇用されている者

② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

③ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

(2) 登録者：登録制度（派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者を派遣する際に登録されている者の中から期間を定めて雇用し派遣する制度）を採用している場合における登録者をいいます。

(3) 常用労働者以外（登録者以外）：労働者を派遣する際に、臨時・パート・アルバイト等として募集・採用した者であって、上記(1)及び(2)に該当しない者をいいます。

(4) 常用の派遣労働者：派遣労働者のうち上記(1)の者をいいます。

(5) 登録型等の派遣労働者：派遣労働者のうち上記(2)、(3)の者をいいます。

〔留意事項〕

質問には、基本的に労働者派遣事業の許可・届出単位ではなく、事業所単位でお答えください。

問3 労働者派遣契約の状況等についてお答えください。

(1) (ア) 平成17年9月1日現在、貴事業所において結ばれている派遣契約の期間ごとの件数及び平均契約期間（同一の事業所に複数の業務で派遣している場合は、業務ごとにそれぞれ1件と数えてください。）

(イ) 平成16年2月（派遣法改正）以前に比べ、派遣契約の期間はどうか変化しましたか。

業務	(ア) 9月1日現在の派遣契約期間							計	平均契約期間 (単位：カ月)	(イ) 契約期間の 長期化・短期 化の状況
	1カ月 未満	1カ月 以上3 カ月未 満	3カ月 以上6 カ月未 満	6カ月 以上1年 未満	1年以上 3年未満	3年以上				
ソフトウェア 開発 (1号)	件	件	件	件	件	件	件	件	1長くなった 2短くなった 3変化していない	
機械設計 (2 号)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
事務用機器操 作 (5号)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
ファイリング (8号)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
財務処理 (10 号)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
取引文書作成 (11号)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
案内・受付、駐 車場管理等 (16 号)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
テレマーケテ ィングの営業・ (24号)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
その他の26 業務 (合計でお答えく ださい)									1長くなった 2短くなった 3変化していない	
主なも の3つ 具体的 に記入 してく ださい										
営業									1長くなった 2短くなった 3変化していない	

26 業 務 以 外	販売								1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない
	一般事務								1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない
	運転								1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない
	介護								1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない
	物の製造								
	医療（社会福祉施設等における）								
	その他〔具体的に〕								1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない

(2) 平成17年9月1日現在、貴事業所において結ばれている派遣契約の通算契約期間ごとの件数及び平均期間（現在契約している契約の期間に、これまでに連続して更新してきた各契約の期間の合計を加えた期間です。また、同一の事業所に複数の業務で派遣している場合は、業務ごとにそれぞれ1件と数えてください。）

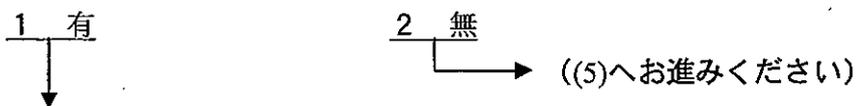
	業 務	通算契約期間					計	平均通算 契約期間 (単位： カ月)
		6カ月 未満	6カ月 以上12 カ月未 満	12カ月 以上3 年未満	3年以 上5年 未満	5年以 上		
政 令 で 定 め る 26 業 務	ソフトウェア開発（1号）							
	機械設計（2号）							
	事務用機器操作（5号）							
	ファイリング（8号）							
	財務処理（10号）							
	取引文書作成（11号）							
	案内・受付、駐車場管理等（16号）							

	テレマーケティングの営業(24号)							
	その他の26業務(合計でお答えください) <small>主なもの 3つ具体的に 記入して ください</small>							
26 業 務 以 外	営業							
	販売							
	一般事務							
	運転							
	介護							
	物の製造							
	医療(社会福祉施設等における)							
	その他〔具体的に〕							

問4(1) 派遣期間の制限のある業務に労働者を派遣しようとする際、期間の制限に抵触する日を当該派遣労働者に通知すること

- 1 文書で行っている
- 2 FAXで行っている
- 3 電子メールで行っている
- 4 口頭で行っている
- 5 行っていない
- 6 その他 []

(2) 期間制限の対象となる業務での期間制限までの派遣の有無



(2) 派遣受入期間の制限がない業務について、同一業務に3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている派遣先がその業務に従事させるために労働者を雇い入れようとする場合は、その派遣労働者に対し雇用契約の申込みをしなければならない制度についてどのように考えますか

- 1 廃止すべきだ
- 2 常用労働者として雇われている場合は適用除外にすべきだ
- 3 努力義務程度に緩和すべきだ
- 4 そのままでもよい
- 5 強化すべきだ

問6 派遣労働者の教育訓練の状況についてお答えください。

(1) 平成17年9月1日現在で派遣されている労働者又は登録者であって派遣元による教育訓練を受けたことのある者の割合(受講率)

- ① 常用の派遣労働者 %
- ② 登録型等の派遣労働者 %

(2) 平成17年9月1日現在で派遣されている労働者又は登録者であって派遣元による教育訓練を受けたことのある者の平均教育訓練期間

- ① 常用の派遣労働者 日
- ② 登録型等の派遣労働者 日

(3) 派遣元による教育訓練の方法(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 派遣元でのoff-JT | 4 他の教育訓練施設への委託 |
| 2 派遣元でのOJT | 5 その他〔具体的に |
| 3 派遣先内での訓練 | 〕 |

(4) 教育訓練対象者選定方法

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 登録者・派遣労働者全員 | 3 ローテーションで行う |
| 2 希望者全員 | 4 貴事業所が決定 |

(5) 主な教育訓練の内容(主なもの3つ以内に○)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 パソコン、ワープロ操作 | 6 車輛運転 |
| 2 ソフトウェア開発 | 7 接客 |
| 3 一般常識・教養 | 8 営業 |
| 4 語学 | 9 介護 |
| 5 マナー | 10 その他〔具体的に |
| | 〕 |

(6) 教育訓練を行うに当たっての問題点(あてはまるものすべてに○)

- 1 自社に教育訓練実施に係るノウハウがない
- 2 実施すべき教育訓練の内容の把握が難しい
- 3 業務の都合で実施しにくい
- 4 コストがかかりすぎる
- 5 労働者が受講を希望しない
- 6 予定した教育訓練の効果が得られにくい
- 7 教育訓練を受けてやめてしまう人がある
- 8 教育訓練による技能の向上を評価するノウハウがない
- 9 その他〔具体的に 〕

問7 労働・社会保険の加入状況についておききします。

(1) 事業所としての各保険への加入状況

	加入している	加入していない
(ア) 雇用保険	1	2
(イ) 健康保険	1	2
(ウ) 厚生年金保険	1	2

(2) ((1)の(ア)～(ウ)で「1加入している」を回答した方に)平成17年9月1日現在派遣されている派遣労働者の各保険の加入人数

① 雇用保険

常用の派遣労働者 人 登録型等の派遣労働者 人

② 健康保険

常用の派遣労働者 人 登録型等の派遣労働者 人

③ 厚生年金保険

常用の派遣労働者 人 登録型等の派遣労働者 人

(3) 派遣先への社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届の有無の通知の状況

- 1 必ず通知し、内容に変更があった場合はその旨伝えている
- 2 通知するが、内容に変更があっても修正しない
- 3 あまり通知しない
- 4 通知しない

- (4) 労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、その具体的な理由（例：所定労働時間が1週〇時間であるため等）について、派遣先及び派遣労働者に通知していますか
- 1 通知している
 - 2 たまに通知している
 - 3 通知していない

問8 均衡に配慮した取扱い等についてお答えください。

- (1) 業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、派遣先に雇用されている労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めていますか
- 1 はい
 - 2 いいえ

- (2) 貴事業所は、派遣労働者の適性、能力等を勘案して、最も適合した就業機会の確保を図るよう努めていますか
- 1 はい
 - 2 いいえ

- (3) 派遣労働者はその有する知識、技術、経験等を活かして就業機会を得ていることにかんがみ、貴事業所は、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めていますか
- 1 はい
 - 2 いいえ

問9 派遣労働者からの苦情の状況についてお答えください。

- (1) 過去1年間における派遣労働者からの苦情件数 件

→（「0件」の場合は問10へ進んでください）

(2) 苦情の主な内容（主なもの3つ以内に○）

- | | |
|-----------------|--|
| 1 業務内容 | 8 人間関係 |
| 2 就業時間 | 9 セクハラ |
| 3 時間外労働、休日労働 | 10 個人情報の漏洩 |
| 4 指揮命令者 | 11 派遣先からの派遣契約の解除 |
| 5 安全・衛生 | 12 賃金、諸手当 |
| 6 1～5以外の派遣契約の内容 | 13 その他〔具体的に <input style="width: 50px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> 〕 |
| 7 朝礼等への出席 | |

問10 派遣先とのトラブルの状況についてお答えください。

(1) 派遣先から労働者派遣契約を中途解除されたことがありますか。

- 1 よくある
- 2 たまにある
- 3 ほとんどない
- 4 まったくない→ (6)へお進みください

(2) 派遣先から労働者派遣契約が中途解除された理由(主なもの3つ以内に○)

- 1 派遣労働者の知識・技術が派遣先の要望と異なっていたため
- 2 派遣労働者の勤務状況に問題があったため
- 3 派遣労働者と派遣先の他の労働者との人間関係に問題があったため
- 4 派遣先の事業計画の急な変更・中止等があったため
- 5 派遣先の欠員補充が可能となったため
- 6 派遣先に派遣労働者から苦情の申出があったため
- 7 その他〔具体的に 〕

(3) 派遣先からの労働者派遣契約の中途解除の原因

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 主に派遣先にある | 3 主に派遣労働者にある |
| 2 主に貴事業所にある | 4 いずれともいえない |

(4) 派遣先から労働者派遣契約を中途解除された際の対応(あてはまるものすべてに○)

- 1 派遣労働者に対して新たな就業機会を提供した
- 2 派遣労働者に対して雇用契約の終了まで休業手当を支給した
- 3 派遣労働者に非があったため解雇した
- 4 新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当を支給した)
- 5 新たな就業機会の確保が困難であることからやむを得ず解雇した(解雇予告手当は支給しなかった)
- 6 派遣先へ損害賠償請求を行った
- 7 派遣先へ他の派遣労働者を派遣する等により、再度労働者派遣契約の締結を行った
- 8 その他〔具体的に 〕

(5) 派遣先が労働者派遣契約を中途解除した際における派遣先の対応

(あてはまるものすべてに○)

- 1 打ち切り前の予告があった(予告期間1カ月以上)
- 2 打ち切り前の予告があった(予告期間1カ月未満)
- 3 派遣労働者の新たな就業機会の確保への協力があった
- 4 損害賠償の支払いがあった
- 5 その他〔具体的に 〕
- 6 特段の措置は講じられなかった